

富士見市高齢者保健福祉計画策定にかかる高齢者等実態調査
及び計画策定支援業務委託プロポーザル募集要領

令和7年4月
富士見市健康福祉部高齢者福祉課

1 募集の目的及び事業の概要

第10期富士見市高齢者保健福祉計画の策定に当たり、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組、サービスの利用状況や介護サービス事業者の状況を把握し、計画改定の基礎資料とするための高齢者等実態調査を行うとともに、高齢者・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定を行う。本業務は、高齢者等の実態調査から、調査結果の分析、会議運営支援、介護保険料の検討支援といった計画策定までの業務を一体的に実施するものである。

また、次期計画策定時には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、認知症基本計画を一体的に策定予定である。

このため、本業務の遂行に当たっては、市の高齢者に関する地域特性等を理解し、高齢者・介護保険制度についての専門知識、調査結果等を分析する能力、分析の結果得られる課題に対する事業の提案力等、高い業務遂行能力が求められる。そこで、公募型プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 委託内容

仕様書のとおり

3 提案限度額

令和7年度 5,555,000円（消費税及び地方消費税込み）

令和8年度 3,104,000円（消費税及び地方消費税込み）

※1 見積価格は、別紙仕様書（案）の事業規模に基づき算出すること。

※2 提案限度価格を超えた見積価格の提案は無効とする。

※3 提案限度額は、選定評価に使用するものであり、予算計上を約するものではない。

4 契約期間

令和7年度 令和7年8月1日^{※1}から令和8年3月31日まで

令和8年度 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※1 令和7年度の契約の始期は予定である。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

(1) 法人であること。

(2) 確実な事業実施と継続して安定した運営を行うための十分な経営基盤及び事業に対する知識、経験及び能力を有すること。

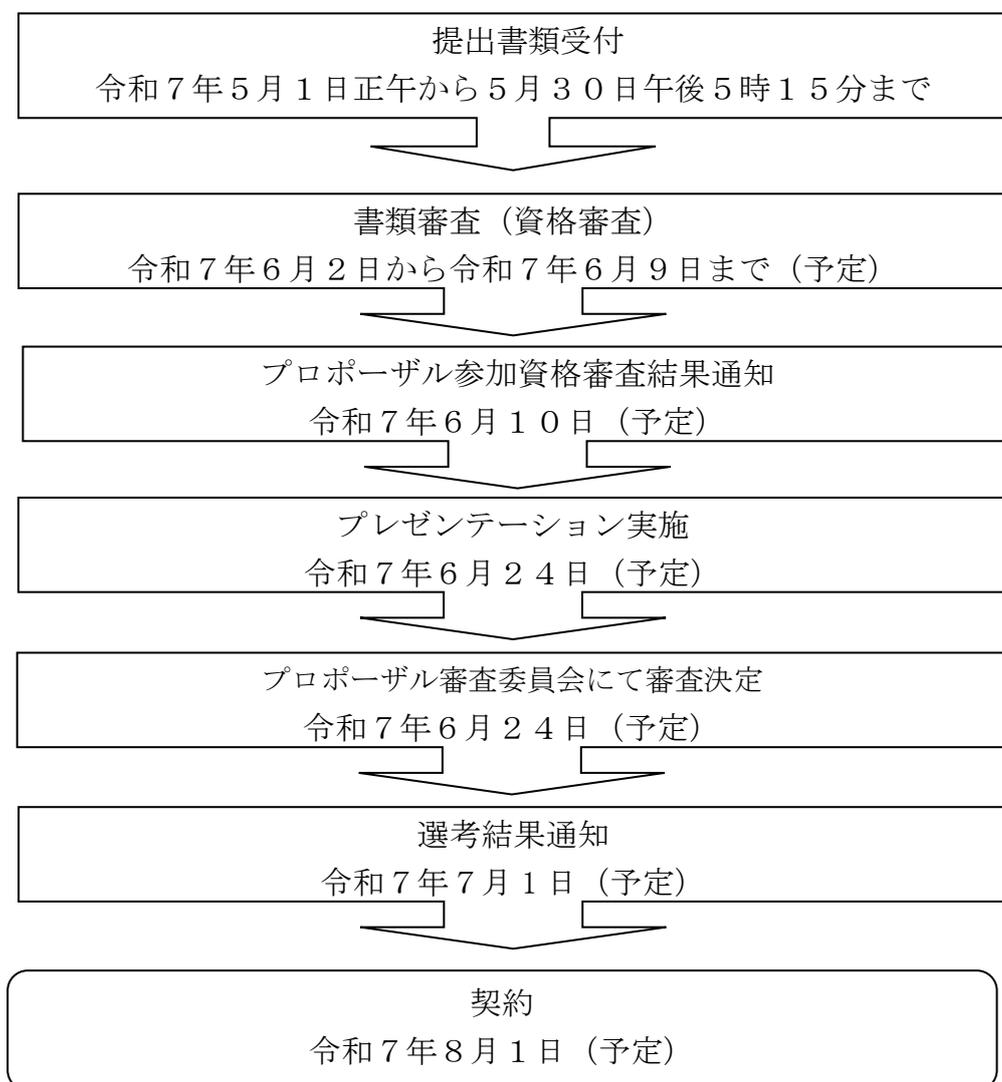
(3) 締切日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項

の各号に該当しないこと。

- (5) 受付締切日において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- (6) 納付すべき国税及び地方税、保険料等を滞納していないこと。
- (7) 他の市区において直近6年以内に5件以上の受託実績があること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (9) 富士見市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団でないこと。
- (10) 役員等が富士見市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと

6 スケジュール



7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、市ホームページからダウンロードが可能

①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号） 正本1部、写し1部

入札参加資格登録書の写しを添付すること。

②会社概要書（様式第2号） 正本1部、写し1部

会社パンフレット等を添付すること。

③業務実績書（様式第3号） 正本1部、写し1部

契約書及び業務完了を証するものの写しを添付すること。

※共同企業体での実績の場合は代表者であることが確認できる書類。

④業務実施体制調書（様式第4号） 正本1部、写し1部

(2) 提出方法

①受付期間

令和7年5月1日（木）から5月23日（月）まで

※持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

②提出先

富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係

③提出方法

持参又は郵送と電子メールでの送付によること（受付期間内必着）

8 質問・回答

実施要領等についての質問は質問書（様式第5号）の提出によってのみ受け付ける。

(1) 質問書の受付期間

令和7年5月1日（木）から5月23日（金）まで

(2) 提出方法

電子メール

(3) 回答期限

令和7年5月27日（火）

※口頭、電話、FAX等による質問は受け付けない。

※質問及び回答は市ホームページで公表する。

※質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱う。

9 参加資格の審査・結果通知

提出された参加申込書等を基に「5 参加資格」の参加資格要件を満たしているか審査し、その結果通知を令和7年6月10日（火）までに文書及び電子メールにて

発送・発信する。

参加を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できないものとする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部提出すること。

①企画提案書表紙（様式第3号） 1部

②見積書（様式第4号） 1部

積算根拠を示した内訳書を添付したもの

③添付書類（様式第3号を表紙、A4版の自由様式）正本1部、写し6部

仕様書に基づき下記の事項を踏まえ、作成すること。

ア スケジュール

本業務の実施に係るスケジュール及び工程を記載すること。

イ 内容

本業務の目的を達成する調査内容について記載すること。

ウ 他団体との比較検討・情報提供手法

調査や分析を行うにあたって、本市と他団体の業務等を比較検討できる手法について記載すること。

エ 専門スタッフの配置内容

調査が円滑に進むよう、問い合わせ対応等のサポート内容について記載すること。

オ 分析手法

本業務の目的を達成する分析手法について記載すること。

カ 調査報告書

本業務の目的を達成する調査報告書について、内容やレイアウトイメージも含めて記載すること。

キ 独自提案

仕様書に記載のない独自のノウハウや提案があれば記載すること。

(2) 提出方法

①提出期限

令和7年5月30日（金）まで

※持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

②提出先

富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係

③提出方法

持参又は郵送と電子メールでの送付によること（受付期間内必着）

(3) 留意事項

- ①企画提案書表紙を除き、企画提案書等には提案者を特定することができる内容を記載しないこと。
- ②企画提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出された企画提案書等は返却しない。
- ④提出された企画提案書等は富士見市情報公開条例の規定に基づき公開の対象とする。

11 プレゼンテーション・ヒアリング

本プロポーザル参加者による企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 開催日

令和7年6月24日（火） 予備日：令和7年6月25日（水）

(2) 開催場所

富士見市立中央図書館視聴覚ホール

(3) 提案時間

1社あたりの持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング15分以内とする。

(4) 留意事項

- ①原則、出席人数は3人以内とする。
- ②プレゼンテーションは、市が用意するプロジェクターにより、提案者が用意したPC画面を投影して実施する。プレゼンテーションで使用する資料は、その内容が企画提案書に合致し、又は補足するものとする。
- ③プレゼンテーションでは、提案者を特定することができるような表現は行わないこと。プレゼンテーションに係る資料についても、提案者を特定することができる内容を記載しないこと。
- ④順番は、参加申込書の受付順とする。実施時間については、「9 参加資格の審査・結果通知」の結果通知と合わせて通知する。ただし、提案者が多数の場合は、一次審査の結果通知と合わせて通知する。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングについては、非公開で実施する。

12 評価基準・審査方法

本プロポーザルの審査については、「富士見市高齢者保健福祉計画策定にかかる高齢者等実態調査及び計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」が別紙「評価基準書」に基づき、審査を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、「企画提案内容」の評価

点の合計が高い者を受託候補者とする。

なお、評価点の合計が最も高い者であっても全委員の評価点平均が最低基準点（見積額の配点を除いた配点合計の60%）以下の場合は、受託候補者として選定しないものとする。

提案者が1者の場合であっても、企画提案書等の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として選定する。

13 審査結果通知

審査結果通知は、すべての提案者に対して文書及び電子メールで発送・発信する。

14 契約

受託候補者に選定されたものと契約内容等の諸条件を協議の上、受託者として特定し、富士見市契約規則に基づき契約を締結する。また、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の企画提案者と協議に入るものとする。

15 失格要件

本プロポーザルの企画提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

受託候補者が失格となったとき、または、辞退したときは、次点の者を新たに受託候補者として選定する。

- (1) 実施要領で定めた内容に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

16 結果の公表

本プロポーザルの結果については、次に掲げる事項を本要領において、閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要及び履行期間
- (3) 受託者の名称及び契約額
- (4) 提案者名、各提案者の順位及び評価点数
- (5) その他必要な事項

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。

- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案書等の提出は、1 提案者につき、1 提案とする。
- (4) 評価内容及び選定結果について、異議申立ては一切認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等は、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等については、富士見市情報公開条例に基づき、第三者に開示することがある。
- (7) 企画提案に伴う説明会は開催しない。
- (8) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

18 問い合わせ先

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1
富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係
電話 (代表) 049-251-2711 内線 391 (直通) 049-252-7107
E-Mail : fukushi@city.fujimi.saitama.jp